

(お客様各位)

レンタカーをご利用いただくにあたり、必ずお読み下さい。

重要事項確認書

*重要事項確認書とは約款第38条に定める細則です。

1: 万一の事故を起こされた場合でも保険・補償でガードしています。(貸渡約款参照)

- ※対人補償 無制限(自賠償保険含みません)
- ※対物補償 無制限(免責額 5万円)
- ※車輛補償 車輛 時価額(免責額 5万円・ただしマイクロバスは10万)
(注)免許取得後6ヶ月～1年未満の方 修理代実費(限度額10万まで)
- ※人身傷害補償 3000万円(1人あたり)

2: 保険・補償制度が適用されない場合(この定めは約款 29条第2項の具体例です。)

免責補償制度にご加入いただいても以下記載の事故、事例の場合は免責補償制度を適用出来ません。
又、お客様に重大な過失がある場合は自動車保険の適用も出来ません。

※事故現場より警察及び当社への連絡など所定の手続きが取られてない場合。

※【貸渡約款に違反してる場合】

飲酒・薬物使用・無断延長・借受人(出発時に申し出が無い方)以外の運転・又貸し・無免許運転
無謀運転・スマートフォン使用等によるわき見運転・居眠り運転・無断示談・免許取得後6ヶ月未満
公序良俗に違反してのレンタカー使用・氏名・年齢・住所等を偽った者の運転・定員オーバー
あおり運転や悪質な運転と判断した場合・交通違反と実証された場合・運転中にシートベルト
(助手席・後席を含む)を着用していなかった場合・操作ミスによる故障・高さ制限確認を怠った
車両損害・燃料誤給油

※【保険約款免責事項に該当もしくは支払いを除外されている場合】

※故意によって生じた損害/飲酒・薬物使用・タイヤのパンクや損傷・ホイールキャップの紛失等

※【使用管理上の落ち度があった場合】

キーを付けたまま駐車し盗難にあった場合・迷惑駐車などに起因した損害・車上荒し・装備品の損失
チェーン・キャリアの 取扱い及び整備不良による損害・海岸や河川敷などの走行による損害

3: 万一事故が発生した場合には(貸渡約款参照)

※事故発生(自損事故も含む)の場合は、必ず営業所にご連絡下さい。

※帰着前に必ず事故発生場所の所轄の警察に届け出て下さい。

※事故証明書を提出できない場合は、保険を使用することができません。

※遠隔地での重大事故(自走不能)の(返却予定営業所への)陸送費用は、お客様のご負担になります。

4: 事故が発生した場合(自損・被害事故も含む)、下記金額をご負担いただきます(N・O・C)

自走にて返却 …………… 2 万円 (走行に支障をきたす車輛は含まれません)

自走返却不能 …………… 5 万円 (リペア不能なフロントガラス破損も含む)

(注)アルミ車・冷凍車のカーゴ部分の損傷も、5万円ご負担頂きます。

5: レンタカーの貸渡契約を結びます。(貸渡約款参照)

6: レンタカーの借受条件の変更は必ず連絡を入れて下さい。(貸渡約款参照)

7: レンタカーの貸渡を拒絶する場合があります。(貸渡約款参照)

8: レンタカーの借受期間中には守っていただく禁止事項があります。(貸渡約款参照)

9: 当社の承諾なく借受期間を経過した場合は違約料をいただくことがあります。(貸渡約款参照)

10: レンタカーを返還されない場合は必要な措置をとることがあります。(貸渡約款参照)

※レンタカーが乗り逃げされた場合の措置(横領罪での告訴等法的措置)

※信用情報の登録と利用の合意

11: レンタカーを貸渡後、車輛の故障等によって使用できなかったことにより生ずる損害については、その理由の如何に関わらず当社では補償致しません。(貸渡約款参照)

12: ご利用料金の支払いを怠った場合には遅延損害金を頂くことになります。(貸渡約款参照)

13: 燃料について

満タンでお貸しておりますのでご確認の上満タンでお返し下さい。

距離計算にて精算の場合、割高になる場合もあります。

給油時の油種間違いは、洗浄代として5万円ご負担頂きます。

- 14: 運転者が複数となる場合について
レンタカーをご利用いただく際、運転される方が複数となる場合には、貸渡ご契約時に前もって運転される方の氏名・住所・免許証番号をお申し出下さい。お申し出なく運転され万一事故を起こされますと保険金が保険使用出来ません。その際、車輛修理費用などお客様のご負担となります。
- 15: 検査証について
検査証は、フェリー乗船手続きや事故処理時などの必要とされる場合以外には、車外に持ち出さないようにして下さい。万一車外に持ち出され紛失した場合には、検査証や自賠責保険証書など再発行にかかる費用を、お客様にご負担頂くこととなります。
- 16: 車内の損傷について
車内に荷物を積み込んだ際に、スキー板等の車内積載によりシートや内装に漏れや損傷が生じた場合タバコの火などによるシートの内装の損傷は修理費用2万円か5万円(N. O. C)ご負担頂きます。
*あまりにひどい場合は実費をご負担
- 17: 車内の汚れについて
車内装備の汚損・臭気(禁煙車両内における喫煙を含む)がひどい場合は、清掃費用の2万円か5万円(N. O. C)をご負担頂きます。*あまりにひどい場合は実費をご負担頂く場合がございます。
車内にペットや肉・カニ・魚介類などの持ち込みは固く禁止しております。
又、ガムなどの食べ物による汚れやシミについても、車内清掃費用もしくは生地・部品の交換費をご負担頂きます。
- 18: 全ての貸渡車輛の走行時以外の作業中の事故に関しましては、保険適用できませんのでお客様の実費負担となります。(床板損傷も含む)
- 19: ダンプカー・クレーン車・高所作業車につきましては、交通事故の際に、対物・車輛免責金額各5万円は必要となります。(別途N. O. C金額)
- 20: 出庫時、免責補償料をお支払い無き場合、対物・車輛免責額各5万円が必要となります。
- 21: 地震・噴火による事故の損害は、保険適用できませんのでご了承下さい。
- 22: 借受人が自社(共同作業従事者を含む)所有、使用、管理する財物を破損させた事故に関しましても保険適用できません。
- 23: クレーン車・高所作業車等のブームを定位置に格納しない事により生じた事故に関しましても保険適用出来ません。
- 24: お客様の預かり車輛について
車輛貸渡時お客様の車両に関しまして駐車スペースのみの提供を無料でサービスしております。
従いまして、預かり期間中の損傷・車上荒し・盗難等の損害に関して、一切の責任を追いかねますので、よろしくご了承下さい。
- 25: その他
パンクの修理代、付属品、添付品の損傷は保険の適用外ですのでお客様の実費ご負担となります。
(アンテナ破損・鍵の紛失・シガーソケットの破損含む)
- 26: 放置違反
放置違反があった場合、車両返却迄に警察への出頭と反則金の納付をお願い致します。
出頭、納付をせず又は出頭のみでご返却された場合は普通車(軽車両含む)25,000円・トラック(2t以上のトラック・バス)30,000円をお預かり致します。その後警察に出頭及び、納付領収証をご持参頂きましたらご返金致します。但しクレジットカードでお預かりした場合は、カード手数料を引いてご返金致します。
警察に出頭及び罰則金支払い無き場合、自動車貸渡簿を提出する事となります。
- 27: 個人情報の取扱いについて
借受人(貸渡契約の申込をしようとする者を含む)及び運転者(以下各々「借受人」、「運転者」という)は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
※借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと。
※事件、犯罪に関わる件での行政機関等からの情報提供の申し出がある場合、借受人又は運転者の個人情報を第三者に提供する。

◎貸渡証裏面に貸渡約款が記載されております。